

会 計 帳 簿 の 様 式 例 (記載例)

(公職選挙法施行規則第 22 条、第 30 号様式)

1. 収入簿

(No. 1)

月日	金額または見積額	種別	寄附をした者			金銭以外の寄附及びその他の収入の見積の根拠	備考
			住所または主たる事務所の所在地	氏名または団体名	職業		
○/○	758,000円	その他の収入	利府町利府字新並松○番地○	当選大吉	会社役員		自己資金
○/○	300,000円	寄附金	仙台市○○区○○町○番地	○○党	政党		
○/○	50,000円	寄附金	利府町○○○○番地○	○○○○	農業		
○/○	50,000円	寄附金	利府町○○○○番地○	甲山□□	会社員		
○/○	30,000円	寄附金	利府町○○○○番地○	乙川△△	農業	灯油 約360L×83円	
○/○	75,000円	寄附金	利府町○○○○番地○	鶯嬢子	主婦	無償労働 5日分	
○/○	75,000円	寄附金	仙台市○○区○○番地○	夏山手話	自営業	無償労働 5日分	
/	円						
/	円						
/	円						
合計	1,338,000円						

2. 支出簿（1人件費）

月日	金額または見積額（円）			立候補準備・選挙運動の別	支出の目的	支出を受けた者			金額以外の支出の見積の根拠	支出をした者の別	備考
	金銭支出	金銭以外の支出	合計			住所または主たる事務所の所在地	氏名または団体名	職業			
○/○	45,000		45,000	準・運	事務員報酬	利府町○○○○番地○	春川 応援	会社員	8月22日～24日	出候他	
○/○	100,000		100,000	準・運	車上運動員報酬	利府町○○○○番地○	鶯 嬢子	主婦	無償労働 8月22日～26日	出候他	
○/○	100,000		100,000	準・運	手話通訳者報酬	仙台市○○区○○番地○	夏山 手話	自営業	無償労働 8月22日～26日	出候他	
○/○	14,000		14,000	準・運	人夫費	仙台市○○区○○番地○	選挙掲示	大学生	8月22日～23日	出候他	
合計	289,000		289,000							出候他	

2. 支出簿（2家屋費（選挙事務所費））

月日	金額または見積額（円）			立候補準備・選挙運動の別	支出の目的	支出を受けた者			金額以外の支出の見積の根拠	支出をした者の別	備考
	金銭支出	金銭以外の支出	合計			住所または主たる事務所の所在地	氏名または団体名	職業			
○/○	100,000		100,000	準・運	借地料	利府町○○○○番地○	○○ ○○	農業		出候他	
合計	100,000		100,000							出候他	

2. 支出簿 (2. 家屋費(選挙事務所費))

月日	金額または見積額 (円)			立候補準備・選挙運動の別	支出の目的	支出を受けた者			金銭以外の支出の見積の根拠	支出をした者の別	備考
	金銭支出	金銭以外の支出	合計			住所または主たる事務所の所在地	氏名または団体名	職業			
○/○	50,000		50,000	準・運	電話架設費	仙台市○○区○○番地○	NTT東日本	通信業		出候他	
○/○	200,000		200,000	準・運	選挙事務所借上げ料	塩釜市○○○○番地○	○○(株)	レンタル業		出候他	
○/○	50,000		50,000	準・運	電気工事費	多賀城市○○○○番地○	(株)○○電設	電気工事業		出候他	
/				準・運						出候他	
合計	300,000		300,000							出候他	

2. 支出簿 (2. 家屋費(集合会場費等))

月日	金額または見積額 (円)			立候補準備・選挙運動の別	支出の目的	支出を受けた者			金銭以外の支出の見積の根拠	支出をした者の別	備考
	金銭支出	金銭以外の支出	合計			住所または主たる事務所の所在地	氏名または団体名	職業			
○/○	5,000		5,000	準・運	個人演説会会場使用料	利府町○○○○番地○	○○町内会			出候他	
合計	5,000		5,000	準・運						出候他	

2. 支出簿 (3 通信費)

月日	金額または見積額 (円)			立候補準備・選挙運動の別	支出の目的	支出を受けた者			金銭以外の支出の見積の根拠	支出をした者の別	備考
	金銭支出	金銭以外の支出	合計			住所または主たる事務所の所在地	氏名または団体名	職業			
○/○	15,000		15,000	準・運	電話料	仙台市○○区○○番地○	NTT東日本	通信業		出候他	
/				準・運						出候他	
合計	15,000		15,000							出候他	

2. 支出簿 (5 印刷費)

月日	金額または見積額 (円)			立候補準備・選挙運動の別	支出の目的	支出を受けた者			金銭以外の支出の見積の根拠	支出をした者の別	備考
	金銭支出	金銭以外の支出	合計			住所または主たる事務所の所在地	氏名または団体名	職業			
○/○	20,000		20,000	準・運	写真撮影代	利府町○○○○番地○	○○写真館	写真業		出候他	公費負担
○/○	180,000		180,000	準・運	ポスター印刷代	利府町○○○○番地○	(株)○○印刷	印刷業		出候他	公費負担
○/○	20,000		20,000	準・運	ビラ印刷代	利府町○○○○番地○	(株)○○印刷	印刷業		出候他	公費負担
○/○	70,000		70,000	準・運	葉書印刷代	利府町○○○○番地○	(株)○○印刷	印刷業		出候他	
合計	290,000		290,000							出候他	

2. 支出簿 (6 広告費)

月日	金額または見積額 (円)			立候補準備・選挙運動の別	支出の目的	支出を受けた者			金銭以外の支出の見積の根拠	支出をした者の別	備考
	金銭支出	金銭以外の支出	合計			住所または主たる事務所の所在地	氏名または団体名	職業			
○/○	10,000		10,000	準・運	たすき代	塩釜市○○○○番地○	○○事務機	小売業		出候他	1枚
○/○	50,000		50,000	準・運	ちょうちん代	多賀城市○○○○番地○	○○商店	看板業		出候他	1個
○/○	50,000		50,000	準・運	拡声機借上げ料	仙台市○○区○○番地○	(株)○○会社	レンタル業		出候他	1そろい
○/○	100,000		100,000	準・運	選車看板代	仙台市○○区○○番地○	(株)○○会社	レンタル業		出候他	一式
合計	210,000		210,000							出候他	

2. 支出簿 (7 文具費)

月日	金額または見積額 (円)			立候補準備・選挙運動の別	支出の目的	支出を受けた者			金銭以外の支出の見積の根拠	支出をした者の別	備考
	金銭支出	金銭以外の支出	合計			住所または主たる事務所の所在地	氏名または団体名	職業			
○/○	10,000		10,000	準・運	事務用品代	多賀城市○○○○番地○	(株)○○会社	小売業		出候他	
○/○	5,000		5,000	準・運	用紙代	仙台市○○区○○番地○	○○事務機	小売業		出候他	
合計	15,000		15,000							出候他	

2. 支出簿 (8 食糧費)

月日	金額または見積額 (円)			立候補準備・選挙運動の別	支出の目的	支出を受けた者			金錢以外の支出の見積の根拠	支出をした者の別	備考
	金錢支出	金錢以外の支出	合計			住所または主たる事務所の所在地	氏名または団体名	職業			
○/○	70,000		70,000	準・ 運	弁当○個	利府町○○○○番地○	(株)○○会社	小売業		○候他	
○/○	10,000		10,000	準・ 運	お茶○本	利府町○○○○番地○	○○商店	小売業		○候他	
○/○	20,000		20,000	準・ 運	菓子代	利府町○○○○番地○	○○商店	小売業		○候他	
合計	100,000		100,000							出候他	

2. 支出簿 (10 雜費)

月日	金額または見積額 (円)			立候補準備・選挙運動の別	支出の目的	支出を受けた者			金錢以外の支出の見積の根拠	支出をした者の別	備考
	金錢支出	金錢以外の支出	合計			住所または主たる事務所の所在地	氏名または団体名	職業			
○/○	30,000		30,000	準・ 運	灯油代	利府町○○○○番地○	乙川 △△	農業	無償提供 約 360L × 83円	○候他	
○/○	10,000		10,000	準・ 運	電気代	仙台市○○区○○番地○	東北電力(株)			○候他	
○/○	7,000		7,000	準・ 運	ガス代	仙台市○○区○○番地○	仙台市ガス局			○候他	
合計	64,000		64,000							出候他	

備 考

- 1 この帳簿には、選挙運動に関するすべての支出を記載するものとする。
- 2 この帳簿には、(1) 立候補準備のために支出した費用、(2) 選挙運動のために支出した費用の2科目を設けて(または各々分冊して)記載し、「支出をした者の別」の欄に、出納責任者の支出、候補者の支出、その他の者の支出の別を明記するものとする。
- 3 この帳簿の各科目には、(1) 人件費、(2) 家屋費((イ) 選挙事務所費、(ロ) 集合会場費等)、(3) 通信費、(4) 交通費、(5) 印刷費、(6) 広告費、(7) 文具費、(8) 食糧費、(9) 休泊費、(10) 雑費の費目を設けて、費目ごとに記載するものとする。
- 4 金銭の支出をしたときは、「金額または見積額」欄中「金銭支出」の欄に記載し、財産上の義務を負担し、または建物、船車馬、飲食物、その他の金銭以外の財産上の利益を使用し、若しくは費消したときは、「金銭以外の支出」の欄に時価に見積った金額を記載し、その都度あわせて合計を記載するものとする。
前項の場合において、「金銭支出」と「金銭以外に支出」とは、別行に記載するものとする。
- 5 支出が金銭以外の支出であるときは、「金銭以外の支出の見積の根拠」の欄にその員数、金額、見積の根拠等を記載するものとする。
- 6 「支出の目的」の欄には、支出の目的(謝金、人夫賃、家屋贈与等)、員数等を記載するものとする。
- 7 支出の中金銭、物品その他財産上の利益の供与または交付の約束は、その約束の日の現在において記載するものとし、その旨並びにその履行の有無及び年月日を「備考」欄に記載するものとする。
- 8 選挙運動に係る公費負担対象支出(選挙運動用ビラ又はポスターの作成に係るもの)については、「備考」欄にその旨を記載するものとする。
- 9 前各号に定めるもののほか、出納責任者において必要と認める事項を記載することができる。

支出費目の分類上の注意

1 人件費

選挙運動のために使用する労務者、事務員、車上運動員（いわゆる「うぐいす嬢」）及び手話通訳者に対する報酬のことです。なお、選挙運動員等については、実費弁償が支払われますが、その内容は、4 交通費、8 食料費として処理してください。

2 家屋費

（1）選挙事務所費

主として借上料であって、この中には、事務所自体と机等の備品の借上料が考えられます。なお、事務所の電話を架設する費用も家屋費の中に含まれますので注意してください。

（2）集合会場費

主として個人演説会場の借上料のことです。この中にも机などの備品の借上料が入ります。

3 通信費

主として電報、電話、葉書、封書等に要する費用のことです。電報は文書であって選挙運動のために使用することはできませんが、事務上の連絡のために使用することは差し支えありません。

葉書、封書も同様に、事務連絡用に限り使用できます。なお、選挙運動用通常葉書で規定枚数以内のものの郵送料は無料であり、計上されません。電話架設費は、選挙事務所費に入りますが、電話機借上料と通信料は通信費に入ります。また、選挙管理委員会等に対する届出等のために要した通信費も計上してください。

4 交通費

候補者、運動員、事務員、労務者等についてその支出が考えられますが、候補者の分については、原則として選挙運動費用とはみなされません。候補者と運動員がタクシーを拾ったような場合には、一般には運動員は便乗と解されるので、算入する必要はありません。運動員が友人の好意で無料で自動車に乗せてもらった場合等は、時価で見積り、寄附及び支出として費用の中に算入しなければなりません。選挙運動自動車を使用するために要した経費（借上料、タイヤ代、燃料費等、運転手の雇料、超過勤務手当宿泊代及び食事代等）は、選挙運動の支出とみなされないので記載する必要はありません。ただし、自動車に取り付ける文書図画に要する経費は、ここでいう「使用するために要した費用」とは認められないので選挙運動費用に計上しなければいけません。

5 印刷費

主として選挙運動のために使用するポスター、ビラ及び葉書の印刷費のことです。なお、選挙運動のために使用するポスター、ビラの作成費が公

費で負担される場合であっても、選挙運動費用に算入しなければいけません。

6 広告費

主として立札、看板、ちょうちん、タスキ及び拡声機等の費用のことです。

7 文具費

紙、筆、墨、その他選挙事務所において使用した消耗品等のことです。

8 食糧費

湯茶及びこれに伴い通常用いられている程度の菓子の提供に要した費用及び法律上認められた運動員及び労務者に対して提供する弁当の調製に要した費用等のことです。

9 休泊費

休憩及び宿泊に要した費用のことです。

10 雑費

1から9以外のもので、例えばガス代、電気代、水道代等がこれに含まれます。看板の作成に当たって、材料を提供して労務者を雇い作製したものであるときは、材料代は雑費になりますが、労務者に要した費用は人件費に、ペンキ代等は文具費に記載されることになります。

看板の作製を看板作製業者に請け負わせたときは、その費用は広告費に記載されることになります。

●選挙運動費用に算入されないもの

- 立候補準備のために要した支出のうちで、候補者または出納責任者となった者のした支出またはその者を通じてした支出以外のもの
- 立候補の届出後、候補者または出納責任者と意思を通じてした支出以外のもの
- 候補者が乗用する自動車、船舶、列車、飛行機、バス等のために要した支出
- 選挙の期日後において選挙運動の残務整理のために要した支出
- 選挙運動に関し支払う国または地方公共団体の租税または手数料
- 確認団体が行う選挙運動のために要した支出
- いわゆる選挙運動用自動車及び船舶を使用するために要した支出（拡声機及び看板代を除く借上料並びに運転手費用）

※なお、供託金は選挙運動費用ではありません。